

子どもの社会的養護の現状と課題 ～家庭養護の推進を中心に～

令和3年3月18日

全国家庭養護推進ネットワーク代表幹事

東京養育家庭の会参与、養育里親

藤井 康弘

○自己紹介

○子どもの社会的養護の現状

○里親制度の概要と我が家のプロフィール

○家庭養護（里親委託）の意義

○家庭養護（里親委託）推進に向けた課題と施策

子どもの社会的養護の現状

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里 親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,315世帯	4,379世帯	5,556人		ホーム数	372か所
		専門里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人			
		養子縁組里親	702世帯	193世帯	223人			
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
		親族里親	588世帯	558世帯	777人		委託児童数	1,548人

施設	乳 児 院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対 象 児 童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定 員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現 員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成30年10月1日現在）

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成31年3月1日現在）

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために：
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ②社会全体で子どもを育む：
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ①家庭養育と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

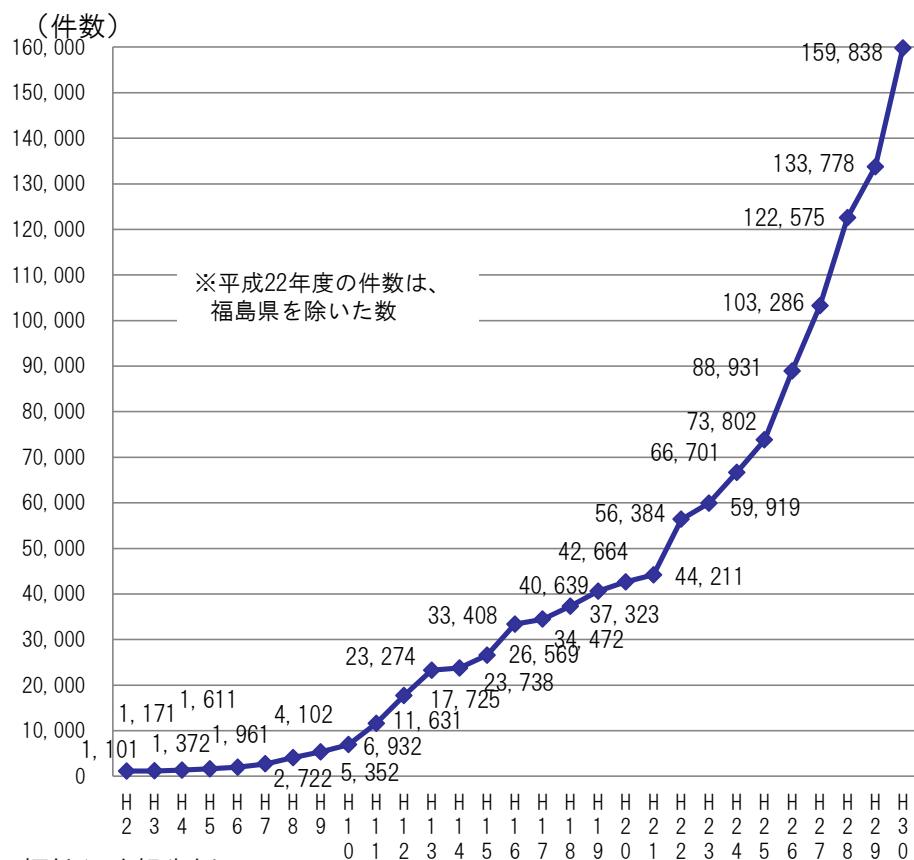
社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

虐待を受けた児童の増加

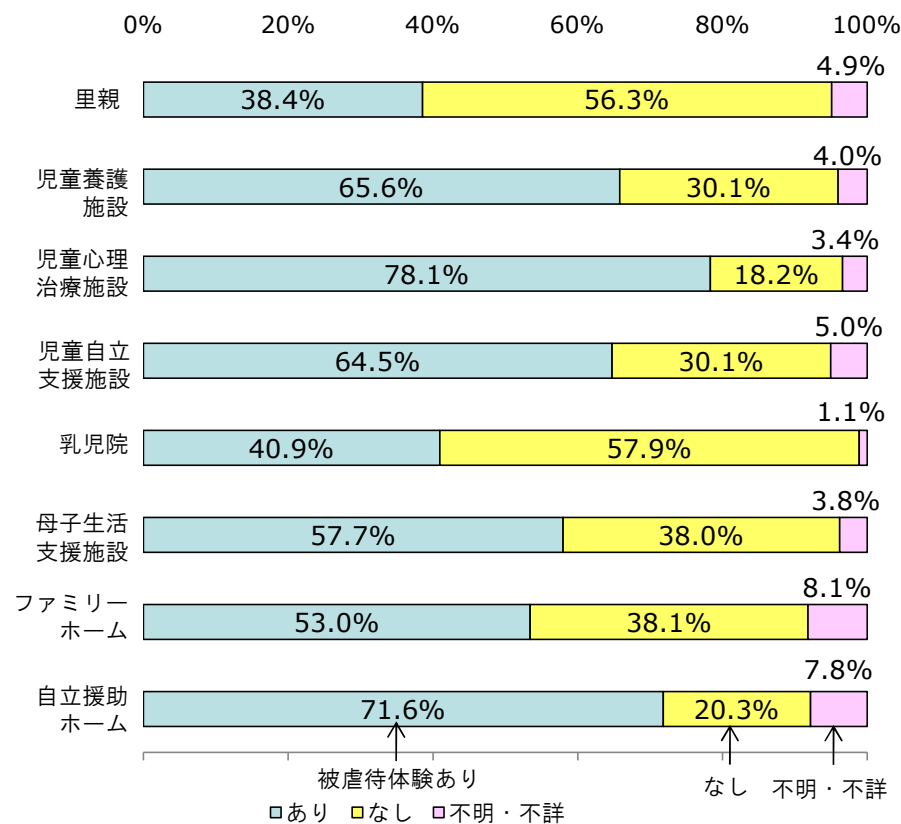
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加。



福祉行政報告例

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日）

児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～ 5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～ 11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～ 17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳 以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.2歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳

注）総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～ 8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～ 12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	4.9年	4.4年	4.7年

注）総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

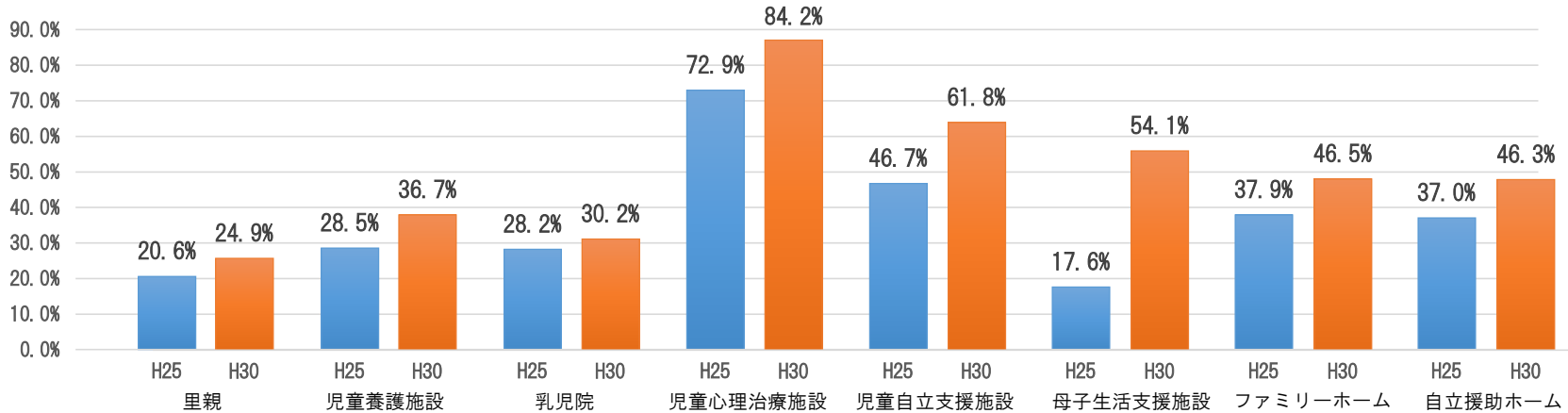
	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
（父・母・父母の）死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	（父・母の）就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
（父・母・父母の）行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	（父・母の）精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
（父・母の）拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
（父・母の）入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,733[10.1]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総 数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

児童養護施設入所児童等調査結果

障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(重複回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性強固運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
H30	45,551	17,961	881	208	46		247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51
	100.0%	39.4%	1.9%	0.5%	0.1%		0.5%	0.3%	0.8%	11.3%	1.0%	1.3%	5.5%	8.6%	1.7%	9.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.1%	5.6%	0.1%
H25	47,776	13,569	1,357	250		386			504	5,043	563			2,242	551	2,764					4,002	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%			4.7%	1.2%	5.8%					8.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358			445	1,417	544										1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%		0.9%			1.1%	3.4%	1.3%										3.9%	

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

児童養護施設入所児童等調査結果

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成21年3月末の10.5%から、平成31年3月末には20.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成30年度末で372か所、委託児童1,548人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

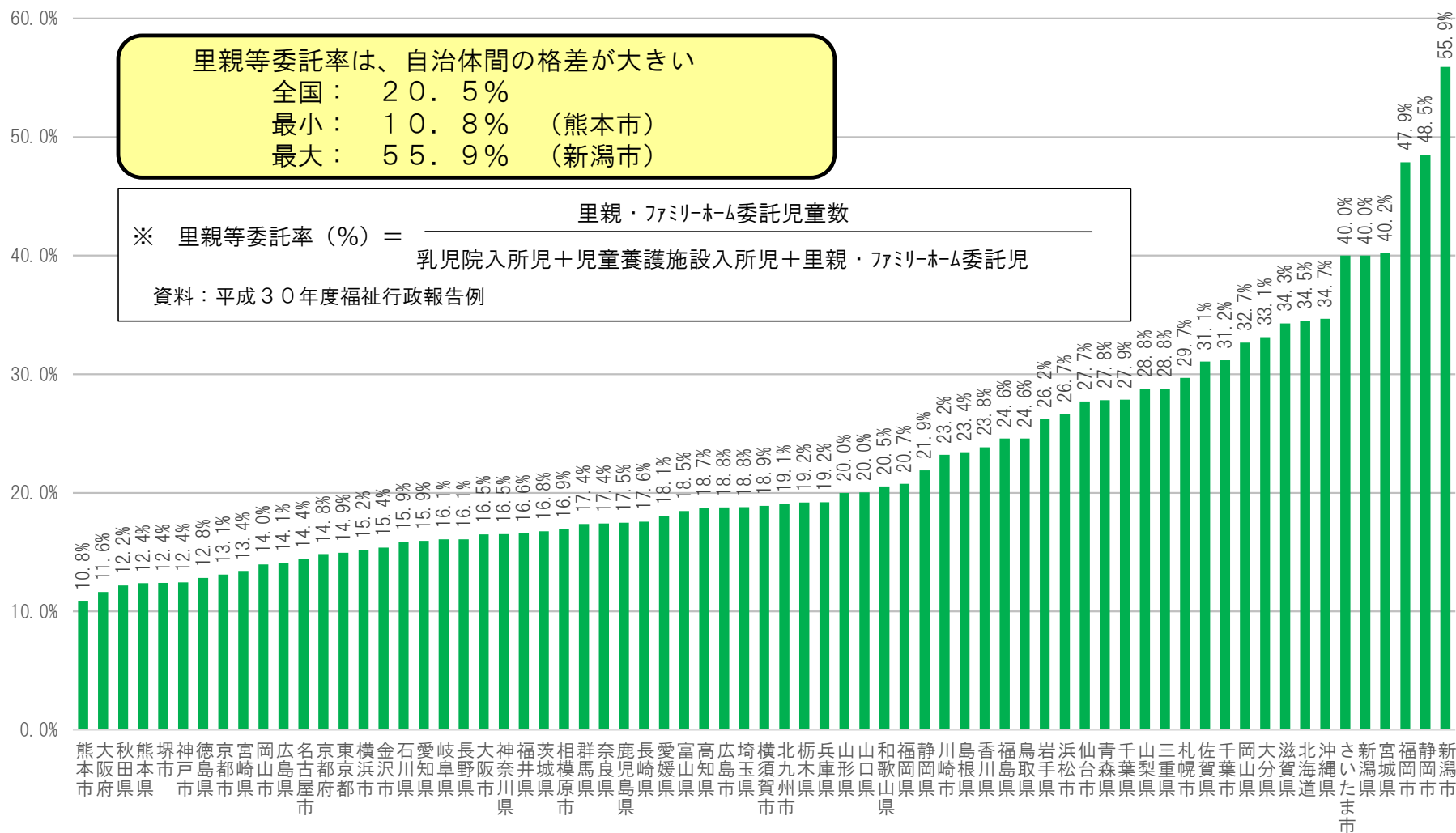
全国： 20.5%

最小： 10.8%（熊本市）

最大： 55.9%（新潟市）

※ 里親等委託率（%）＝ $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成30年度福祉行政報告例

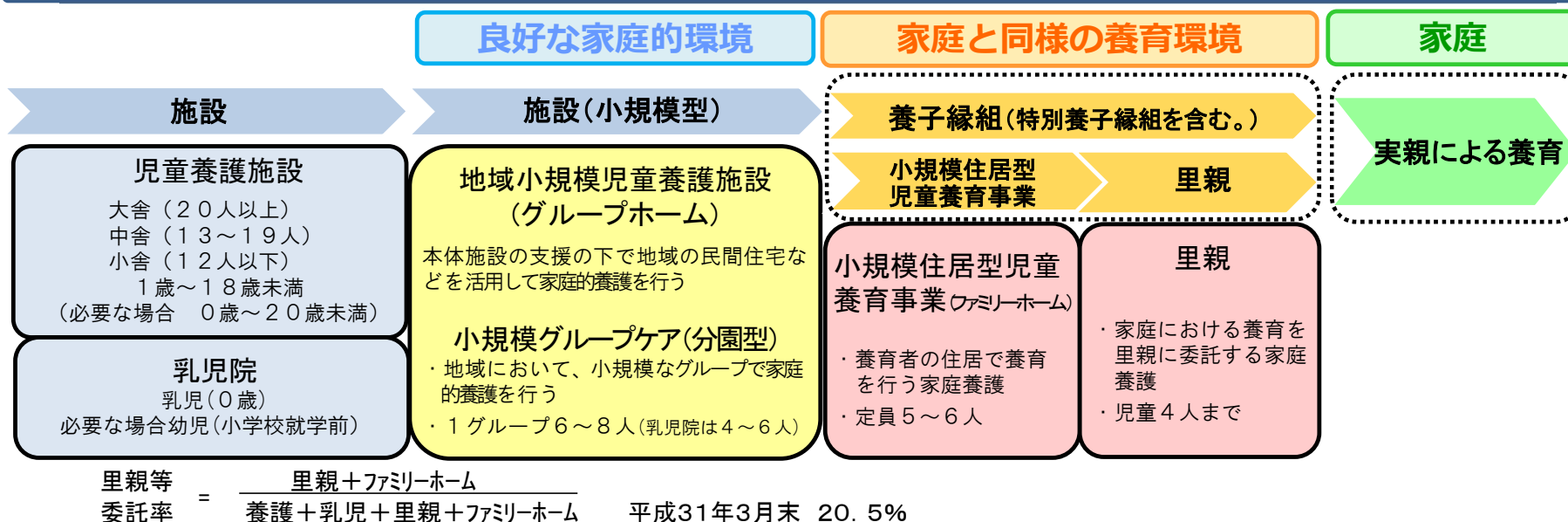


家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、**より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。**
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の**約9割が施設に入所しているのが現状。**
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を**法律において明確化**することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長： 国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフオスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

里親制度の概要と我が家のプロフィール

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	10,136世帯	702世帯	4,238世帯	588世帯
委託里親数	3,441世帯	193世帯	317世帯	558世帯
委託児童数	4,235人	223人	321人	777人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

里親に支給される手当等

※令和2年度予算

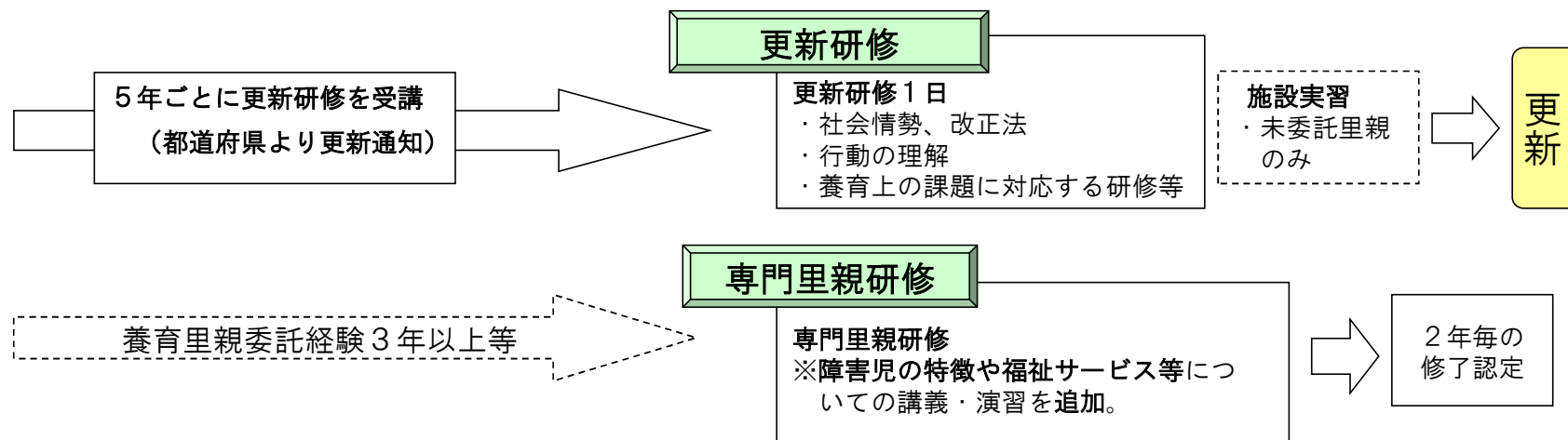
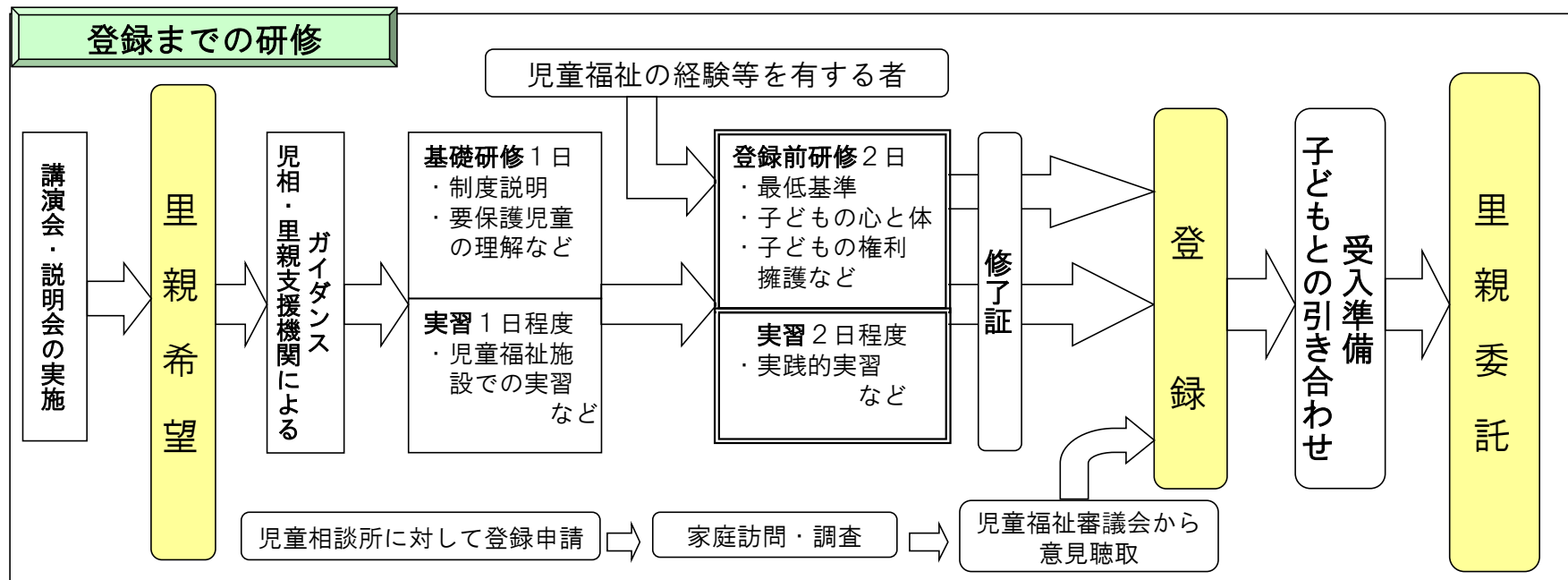
里親手当
(月額) 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額の拡充等を行う。

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 59,510円、乳児以外 51,610円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

養育里親の里親研修と登録の流れ



家庭養護(里親委託)の意義

里親委託の意義①

1. 特定の大人との安定した愛着関係（アタッチメント）や強固な信頼関係を築きやすく、安心感の中で自己肯定感を育み、人に対する基本的信頼感を獲得できる。
2. 家庭生活や地域生活の中で人との適切な関係の取り方を学び社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じてコミュニケーション能力や生活に必要な知識・技術を習得できる。

里親委託の意義②

3. 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、自ら家庭生活を築く上でのモデルにできる。
4. 里親は、委託解除後も関係を持ち続け、「実家的な役割」を持つことができる。

里親の課題と施設のアドバンテージ

家庭養護の課題	施設のアドバンテージ
○基本的に専門的知識を持たず、経験も少ない ※特に、試し行動、赤ちゃん返りをはじめとした子どもたちの様々な課題に対する対応の方法が確立されていない	○職員が基本的に専門的知識を有しているとともに、多くの社会的養護の子どもたちの養育を行っており、経験が豊富
○里母と里父のみ（場合によっては一方だけ）で孤立する可能性	○子どもとの関係が難しい状況になれば、基本的に他の職員と交代することができることに加え、チームでの対応が行いやすい



これからの施設の役割は、里親家庭では対応が難しい子どもたちの生活の場となるとともに、その専門性やスタッフを活用して里親家庭での養育を支援することではないか＝**里親と施設の連携と協働**

家庭養護(里親委託)推進に向けた課題と施策

家庭養護推進に向けた課題

○里親家庭の確保

- ・我が国の家庭のモデルが専業主婦家庭から共働き家庭へと移行した中で、どのようにして里親家庭を増やしていくのか

○里親家庭支援体制＝施設等民間機関との連携・協働体制の構築

- ・里親は基本的に一般家庭で専門職ではなく、養育の経験人数も少ない
- ・里母と里父のみ(場合によっては一方だけ)で孤立する可能性



里親だけで養育するのではなく、児童相談所、施設、NPO等の専門機関と連携・協働し、これら支援者が一体となって子どもを養育する体制の構築が必要。特に社会的養護の子どもたちの養育ノウハウを持つ施設が多機能化によりフォostリング機能を果たすことが重要。

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表



相澤 仁

大分大学
福祉健康科学部
教授



潮谷 義子

社会福祉法人慈愛園
理事長、
前熊本県知事



柏女 霊峰

淑徳大学
総合福祉学部
教授

平成28年の児童福祉法改正において、我が国の社会的養護においても、里親委託をはじめとする「家庭養護」が原則とされ、さらに子どもたちのパーマネンシー保障という観点から特別養子縁組を推進する方向も明確に打ち出されました。

家庭養護を現場で実際に推進するためには、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、民間養子縁組あっせん機関、フォスタリング機関、学会、行政、メディアなどの様々な関係者相互のネットワークを構築・強化するとともに、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して具体的な対策に取り組むことが必要となります。また、今後は、障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等の関連分野との連携と協働も、ますます重要性を増してきます。

このような認識のもとで開催してきたFLECフォーラムも、今回で第3回になります。これまでのフォーラムでは、厚労省検討会の「新たな社会的養育ビジョン」とそれを踏まえた「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を受け、

- ・各都道府県が家庭養護を推進するための具体的方策を明確に盛り込んだ計画を策定すべきこと
- ・特にフォスタリング機関の設置を含む里親家庭支援のための方策の重要性
- ・特別養子縁組を推進するための官民連携

等について議論し、様々な意見をいただきつつ、大きな方向感を共有してきました。

今回は、各都道府県の計画を踏まえ、家庭養護を推進する観点から、民間フォスタリング機関の有力な候補となり得る「乳児院」「児童養護施設」の今後のあり方をメインテーマとして取り上げ、フォスタリング機能を中心とした多機能化、高機能化に向けた各施設のあり方について掘り下げた議論を行いたいと思います。

その際、そうした方向を強力に促進できるような措置費の支出のあり方や事業体系のあり方についても、議論を深めたいと思います。

またクロージングのシンポジウムでは、他分野との連携という大きなテーマの一環として、社会的養護における福祉と司法との連携・協働に関する諸課題についても議論を行いたいと思います。このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

全国家庭養護推進ネットワーク

共同代表

潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）

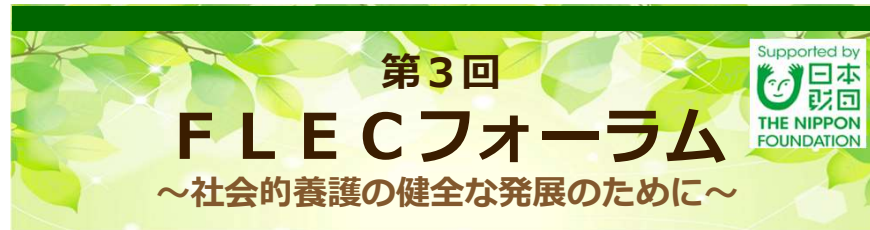
幹事

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）
北川 聡子（むぎのご児童発達支援センター センター長、日本ファミリーホーム協議会 会長）
木ノ内博道（特定非営利法人 千葉県里親家庭支援センター理事長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園理事長、前熊本県知事）
長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
都留 和光（二葉乳児院 施設長）
橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長）
藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
前川 知洋（日本ファミリーホーム協議会 副会長）
宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）
ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

設立発起人

※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）
市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）
大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
奥山眞紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）
大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）
影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）
唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
蒔谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）
西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）
西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）
板東久美子（日本司法支援センター 理事長）
福井トシ子（公益社団法人日本看護協会 会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）
宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）
山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）
横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）
横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）
米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）



2021 年 1 月 9 日 (土) ～ 11 日 (月・祝)

家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください！

プレセッション

(1月9日 18:10～)

WEB開催

プレは
無料で
す。

フォーラム

(1月10日・11日)

早稲田大学大隈講堂
& WEB開催

FLECフォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLECフォーラムを開催します。家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

今回（第3回）の主なトピック

<シンポジウム>

- ・施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて
- ・社会的養護における福祉と司法との連携・協働に関する諸課題

<パネルディスカッション>

- ・フォスタリング機関 ～様々な取り組みと実際運営上の諸課題
- ・施設や児家センによる多機能化・地域支援の実際と展望
- ・就労支援・退所者支援の課題と展望
- ・特別養子縁組親子、里親子と語ろう

<プレセッション>

- ・これからの社会的養育に必要な評価・研究
～実践・研究・施策の協働はどう実現するか～

主催：全国家庭養護推進ネットワーク 助成：日本財団

1月9日（土） プレイベント –オンライン・一般公開（無料）–

18:10～	第3回FLECフォーラムについて（共同代表挨拶・FLECフォーラムのご案内） 柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授）
18:30～	「これからの社会的養育に必要な評価・研究 ～実践・研究・施策の協働はどう実現するか～」 パネリスト： 明石 秀美（児童家庭支援センター 一陽 心理士） 福井 充（福岡市こども未来局企画課） 永野 咲（武蔵野大学人間科学部 講師） 御園生 直美（The Tavistock & Portman NHS・早稲田大学社会的養育研究所） 三輪 清子（明治学院大学社会学部 専任講師） ホップス美香（里親、モッキンバードファミリー・ハブホーム） コーディネーター： 上鹿源 和宏（早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

1月10日（日） フォーラム1日目 –早稲田大学大隈講堂・オンライン–

10:00～	受付
10:30～	代表挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
10:40～	来賓挨拶 渡辺 由美子（厚生労働省子ども家庭局長） 吉倉 和宏（日本財団 常務理事）
11:00～	基調講演 笹尾 勝（全国社会福祉協議会 常務理事）
11:30～	シンポジウム「施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて」（前半） 課題提起： 藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）
12:00～	休憩
13:00～	シンポジウム「施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて」（後半） シンポジスト： 柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授） 奥山真紀子（社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 理事） 橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽 統括所長） 薬師寺順子（大阪府岸和田子ども家庭センター 所長） 横川 哲（全国乳児福祉協議会 副会長、岐阜県・妻の穂乳幼児ホームかがやき 施設長） 助言者： 中野 孝浩（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長） 笹尾 勝（全国社会福祉協議会 常務理事） コーディネーター： 相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授）
15:00～	休憩
15:15～	パネルディスカッション1 「フォスタリング機関 ～様々な取り組みと実際運営上の諸課題」 パネリスト： 杉井 麻彩（社会福祉法人 聖友ホーム聖友学園 里親支援専門相談員） 山田 愛弓（社会福祉法人 聖友ホーム聖友乳児院 里親交流支援員） 岡本 香鈴（社会福祉法人 厚生館福祉会かわさき里親支援センターさくら センター長） 矢内 陽子（社会福祉法人 唐池学園里親センターひこばえ 担当責任者） コーディネーター： 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
17:15～	休憩
17:30 ～19:30	パネルディスカッション2 「施設や児家センによる多機能化・地域支援の実際と展望」 パネリスト： 藤井 美恵（児童養護施設 愛泉寮 施設長） 松永 忠（光の園子ども家庭支援センター 統括施設長） 花崎みさを（社会福祉法人 一粒会 理事長（母子生活支援施設FAHこすもす 統括施設長）） 助言者： 北川 聡子（むぎのこ児童発達支援センター センター長） コーディネーター： 橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽 統括所長）

1月11日（月・祝）フォーラム2日目 –早稲田大学大隈講堂・オンライン–

9:30～	受付
10:00～	パネルディスカッション3 「就労支援・退所者支援の課題と展望」 パネリスト： 高橋 亜美（アフターケア事業所ゆずりは、アフターケア事業全国ネットワーク「えんじゅ」代表） 前川 礼彦（自立援助ホーム湘南つばさの家 ホーム長） 木本 ゆう（特定非営利活動法人 日向ぼっこ 理事） 菅原 亜弥（認定NPO法人 フリッソフォースマイル 副理事長） コーディネーター： 池本 修悟（首都圏若者サポートネットワーク事務局長）
12:00～	休憩
13:00～	パネルディスカッション4 「特別養子縁組親子、里親子と語ろう」 パネリスト： 池田麻里奈（養親／不妊ピア・カウンセラー、「コウノトリこころの相談室」主宰） 小林（白田）有香里（養育里親／千葉市里親会会長、江戸川区児童相談所児童福祉司） 藤井 康弘（養育里親／代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） 中原 佑介（養育里親家庭で育つ） 渡部 彩花（養育里親家庭で育つ） 近藤 愛（養子縁組里親で育つ） コーディネーター： 安藤 藍（千葉大学教育学部 准教授）
15:00～	休憩
15:15～	シンポジウム 「社会的養護における福祉と司法との連携・協働に関する諸課題」 シンポジスト： 藤林 武史（福岡市こども総合相談センター 所長） 藤原 正範（日本司法福祉学会 会長、元家庭裁判所調査官） 板東久美子（日本司法支援センター 理事長） 土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表） 森本志磨子（NPO法人 子どもセンターぬつく 理事長、弁護士） 安孫子健輔（NPO法人 そだちの樹、社会福祉士、弁護士） コーディネーター： 村木 厚子（津田塾大学 客員教授、元厚生労働事務次官）
17:15～	閉会の挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）

家庭養護の推進に向けた構造改革の必要性

～施設の多機能化を中心とした制度改革への提言～

(課題提起)

〔抜粋〕

令和 3 年 1 月 1 0 日

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

(代表幹事 藤井 康弘)

「家庭養護（里親委託）の推進」とは

子どもたちの措置先を、単に施設から里親家庭に移すという単純なことでは決していない



- それは、子どもたちの生活の本拠を可能な限り里親家庭に置きつつも、
- 施設（障害児入所施設を含む）が自らの入所機能を果たしつつ、施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関が里親家庭をその専門性によって支えていく新たな体制を構築すること
- さらには、施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関と里親が互いの利点を活かしつつ、児童相談所を含む地域の社会資源全体が連携し協働して、地域全体として子どもたちを支えていく新たな社会的養護の体制に移行していくということに他ならない

新たな社会的養育体制構築に向けた課題

民間機関へのインセンティブの欠如

- 施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関に、フォスティング機能や地域支援機能といった新たな機能に踏み出すインセンティブが働かない
- 民間機関に対する措置費や補助金がパフォーマンスの向上に応じて収入が増える仕組みになっておらず、支援の量を増やし質の向上を目指すインセンティブが働かない

児童相談所のキャパシティの課題

- 施設への措置と比べて時間も手間もかかる里親委託の推進は、急増する虐待家庭への対応にさらに多くの人員を投入せざるを得ない児童相談所にとって負荷が大きい
- 一時保護前後の子どもたちのアセスメントやケアマネジメントにも限界がある

脆弱なソーシャルワーク体制

- 虐待予防の観点も含め、地域におけるソーシャルワークの体制が質・量ともに極めて脆弱。子どもたちが十分なアセスメントやケアマネジメントを経ずに措置され、措置され続けている
- ソーシャルワークの官民合わせた体制の飛躍的な拡充が必要

子どもへの継続的、包括的支援体制の脆弱さ

- 子ども/実親家庭/里親家庭にとっては可能な限り同一のスタッフによる継続的、包括的な支援が必要だが、それが可能な体制となっていない

改革の基本方針

1

子どもと子育て家庭に対する確固たるソーシャルワーク体制の構築

家庭養護の推進に向け、里親と施設等の民間機関、児童相談所の連携・協働により、地域全体で子どもを支援していく体制を構築するために、施設の多機能化の推進等により、民間機関を中心に、フォostリング機能をはじめとした確固たるソーシャルワーク体制を構築する

2

児童相談所の業務のスリム化、効率化

民間で可能なことは民間の事業とすることにより、児童相談所の業務をスリム化し、その業務を効率化することにより、予防も含めて虐待家庭に対する対応力を強化する

制度改革案の2本の柱と6項目の具体的提案

制度改革案の2本の柱

- **ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化**
 - 里親家庭支援をはじめとして、子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施策との連携等のソーシャルワーク系の子ども家庭支援機能を、虐待予防の観点も含め、一時保護時の養育とあわせて、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する
 - その一方で、児童相談所の業務をスリム化する
- **措置費体系の抜本的な見直し**
 - 施設等の民間機関が新たな事業に踏み出し、その質を向上させていくインセンティブとなるよう、入所機能も含めて、措置費の体系を抜本的に見直し、民間機関のパフォーマンスの向上に応じて措置費が増加する体系とする

6項目の具体的提案

- ① 一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化
- ② 虐待予防の強化のための指導委託の措置制度化
- ③ 「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」の創設
- ④ 母子（親子）一体型支援制度の創設
- ⑤ ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分
- ⑥ パフォーマンスに応じて増加する措置費体系

制度改正の具体的提案（1/3）

①一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化

1. ソーシャルワーク系事業等の制度化

- 里親家庭支援をはじめとして、一時保護・委託措置後の子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施策との連携等のソーシャルワーク系の子ども家庭支援機能と一時保護時の養育を、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する

【具体的な事業立て】

- 児童相談所が一時保護した後の子どもたちと実親家庭に対する支援を以下のように分割整理し、民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定して制度化する。民間機関は、事業ごとに規定される「基準」にしたがって事業を実施した場合、義務的経費である措置費（又は新たな給付システムによる給付費。以下同じ）の支弁を受ける
 - 一時保護時の養育
 - 子ども及び実親家庭のアセスメント、及び里親家庭への委託や施設への措置を含めた自立支援計画の策定並びにその改定
 - 里親家庭又は施設とのマッチング
 - 里親家庭、施設における養育計画・家庭復帰計画の策定
 - 日常的な子どもの養育（≒現行の里親委託及び入所措置）
 - 里親家庭や施設（入所部門）への訪問等による支援
 - 実親家庭への指導、家庭復帰に向けた家族再統合支援
 - 進学、就労に向けたアセスメント及び自立支援
 - 措置解除後のアフターケア

2. 児童相談所の役割の見直し

- その一方で、児童相談所は行政権限を伴う虐待家庭等への介入機能と、施設等の民間機関による支援を管理監督する機能に特化し、民間機関による支援が子どもの意向をも踏まえて適正に行われることを担保する役割を強化する

※介入機能…子どもの安全確保のため保護者の意に反しても行う安全確認・一時保護等

支援機能…子どもの自立や実親家庭の家庭機能回復を目指した子ども・家庭への相談援助活動

〔補論〕 児童相談所との役割分担について

これらのソーシャルワーク系の機能はこれまで基本的に児童相談所が担うべきものという前提であったが、地域におけるニーズの増大と深刻化の中で、次の要因により、児童相談所の体制整備のみによってこうした機能の拡充を図ることには限界がある。

- 何よりも現実の児童相談所は、増え続ける虐待家庭、養育困難家庭に対する介入対応に今まで以上の人員を投入せざるを得ず、一時保護後の子どもたち一人一人に長期的包括的に寄り添えるような支援体制を整備していく余地に乏しい。
- ソーシャルワークにおいては、対象者との長期的な信頼関係を構築することが基本となるが、児童相談所は公務員組織であり、宿命的に数年ごとの職員の異動が生じる。また家庭で子ども関係のトラブルが起こるのは土日夜間が多いが、その際の即応体制の構築にも困難が生じる。
- 多くの児童相談所の職員は、過去地方自治体が福祉施設を設置・運営していた頃とは異なり、現場で社会的養護の子どもを実際に養育した経験が乏しく、子どもの養育そのもの（ケアワーク）に関する支援が困難である。
- 公的機関たる児童相談所の業務に対しては、外部からのチェック機能が働きにくく、民間機関の業務であれば、児相自身による民間機関への牽制機能・チェック機能が期待され、より適切なソーシャルワークが行われる可能性が高まる。

制度改正の具体的提案（2/3）

②指導委託の措置制度化

- 虐待予防に資するよう、現在児家セン、児童発達支援センター等が行っている、在宅措置の場合を含む児童相談所からの指導委託に基づく指導（一時保護前及び措置解除後を含む）についても、民間機関の事業として制度化し、義務的経費である措置費の対象とする

※児家センにおけるその他の一般的な相談業務については、当面現在の補助金による支援を継続する

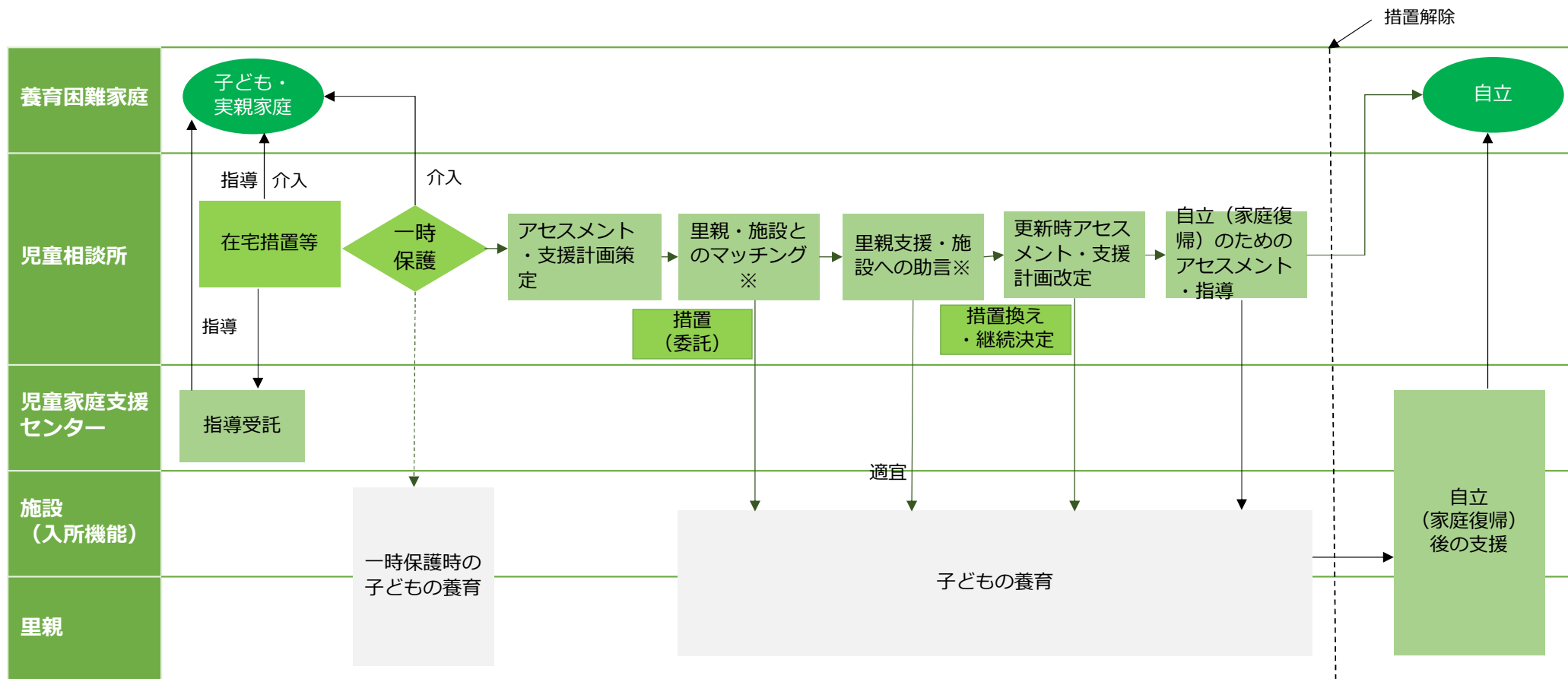
③「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」の創設

- 前述のソーシャルワーク系機能と入所機能を併せ持ち、これら事業を包括的に実施する「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」を、新たな制度として児童福祉法に規定する
- あわせて、現行の児童心理治療施設及び児童自立支援施設にソーシャルワーク系機能を加えた「児童生活治療センター」（仮称）を創設する

④母子（親子）一体型支援制度の創設

- ①の各事業について、母子生活支援施設や乳児院等を支援主体として想定し、訪問支援等も含めた母子（親子）一体型の支援体系（措置又は契約による）を児童福祉法に創設する

現行の社会的養護

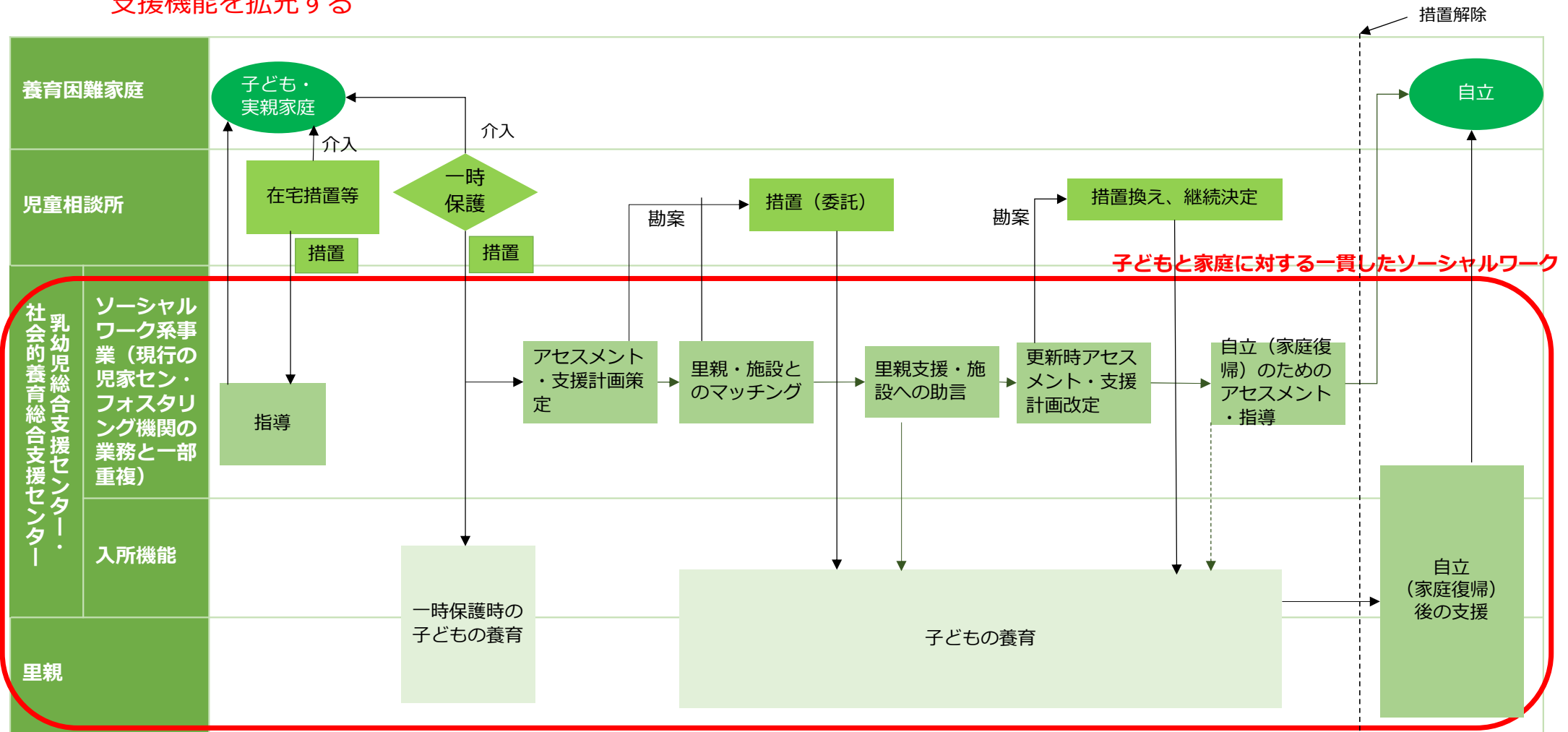


----▶ 施設（里親）に委託の場合もある

※里親に関してはフォスターリング機関に委託されている場合がある

新たな社会的養護体制のイメージ

ソーシャルワーク系事業を民間事業として制度化し十分な措置費を支弁することによって、子どもと家庭に対する支援機能を拡充する



※アセスメントを踏まえ特別養子縁組を検討する場合に関しては、別途児童相談所と民間あっせん機関の役割分担等に関する議論が必要

制度改正の具体的提案（3/3）

⑤ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分

- 今後全国的に体制整備が必要な事業、すなわち上記のアセスメントや自立支援計画の策定等のソーシャルワーク系の事業に思い切った配分を行うこととし、施設等の民間機関がこれらの事業に取り組むインセンティブとする

⑥パフォーマンスに応じて増加する措置費体系

- これまでのように単に必要な人件費をカバーするだけの措置費ではなく、入所機能も含めて、それぞれの事業者のパフォーマンスに応じて措置費が増加するような仕組みとし、施設等の民間機関による支援の提供量の増加と質の向上を図る

新たな措置費体系 -基本的考え方-

人件費等の固定費の確保

パフォーマンスに応じた体系と人件費等の固定費を確保するための体系をバランスよく両立させる

「基準」と「加算」による支援の標準化

措置費を支弁する際の「基準」を、事業ごとの標準的なプロセスを踏まえつつ、よりきめ細かく策定し、重要な部分を加算化することにより、支援の内容を標準化していく

アウトプットによる評価

社会的養護のパフォーマンスは「結果」によって評価することが難しいことから、アウトカムよりも職員の取組に応じたアウトプット評価に重きを置く

里親委託等を推進した施設が不利にならない体系

入所児の里親委託等が増えてもフォスタリング機関事業等で法人全体として十分な収入が得られるような体系にする

人材育成に資する体系

職員が定着し長期に渡ってキャリアアップしていけるよう、人材育成に資する体系とする

暫定措置と十分な移行期間

改正後の数年は、各施設をめぐる現場が混乱しないよう、暫定措置や十分な移行期間を設ける等、万全の措置を講じる

新たな措置費体系－具体的検討例－

ソーシャルワーク系事業に対する措置費のあり方

- 現在のフォスタリング機関に対する補助金のように人件費をそのままカバーするのではなく、基本的に当該支援を受けた子どもの人数や支援の質などのパフォーマンスに応じて措置費が増加する仕組みとする

入所機能に対する措置費のあり方

- 現行の心理職配置等の加算は人件費をそのままカバーするだけになっているが、実際に支援を提供した子どもの人数や支援の質などのパフォーマンスに応じて支弁する
- 施設における子どものアセスメント及び養育計画・家庭復帰計画の策定について、「施設における養育」とは別建ての事業及び措置費を立て、実際に計画を策定した子どもの人数に応じて支弁する
- 計画に含める要素や策定プロセスを「基準」として規定する際、その子どもに関係する他の支援者や子ども自身が策定に参加することを必須とする

子どもの養育困難性に応じた措置費の設定

- 養育困難性に関する「総合的な評価」を基にした「区分」を検討すべきであるが、検討課題が多いことから、当面、心身の症状や行動障害の程度に応じた基準を設定し、それらに該当する場合に措置費に「加算」する方向とすべき
- その際、該当の判断を自治体だけで行うのではなく、精神科医、小児科医、心理士、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等の専門職を含む「外部委員会」に諮った上で判断することとする
- 加算の判定については、子どもの状態は変化が激しいことに鑑み、施設からの申請により、その都度該当の判定を行うこととし、一定期間ごと（例えば半年ごと）に再評価を行う
- さらに、国において将来の「総合的な評価区分」の設定に向けた検討を行うため、研究者や現場の方々をメンバーとした検討会を設置する

残されている主な論点

① 「一時保護」の拡大

児童相談所による「一時保護」という社会的養護の入り口を、どのようにして拡大していくか

- 児相の一時保護の決定（措置替えを含む）について、例えば外部委員会の事後承認を得ることとするとともに、一時保護や在宅措置、指導委託にまで至っていないハイリスク家庭についても、外部委員会において民間機関や要保護児童対策協議会、子ども本人から提案を受け、一時保護等の必要性を審議する体制を検討すべきではないか
- また、「一時保護」という名称を、例えば「入所型予防相談支援」等、虐待予防の観点を強調した名称に変更すべきではないか

② 施設における人材の確保・育成

施設にはソーシャルワーカーをはじめ質・量ともに多くの人材が必要。人材確保・育成に向けてどのような施策を講じるか（思い切った処遇改善、社会福祉法人と児相や市区町村子ども家庭総合支援拠点との人事交流等）

③ 実親の同意の在り方

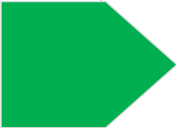
里親か施設かの選択も、実親の同意に委ねるのではなく、民間機関に担わせることができないか

④ 措置権限の市町村移譲による子ども子育て支援の市町村一元化

児童相談所による措置権限の市町村移譲まで踏み込み、子ども子育て家庭支援施策を市区町村にすべて一元化するところまで展望できないか

FLECとしての今後の検討課題

さらに将来的には、社会的養護だけでなく、
子ども子育て家庭支援施策全体の包括化・一元化に向けて、さらに検討する必要がある



妊娠時からの母子保健、子育て支援、保育、障害児支援、社会的養護等の子ども関連諸施策を総合し、子どもと子育て家庭を包括的に一貫して支援できる制度の構築を目指して、現行の関連各法の一元化を検討する



これにより、虐待予防等の観点も含めて、一定以上の支援を必要とするすべての子ども及び子育て家庭に対するソーシャルワークによる相談支援機能を、民間の施設や社会福祉法人、NPO等が行う社会福祉事業として包括化、一元化することを目指す



あわせて、保育所や放課後児童クラブ等の利用について、利用者との相対の契約により利用が可能となる制度を目指す